

静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第30号

静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県看護職員修学資金貸与規則（昭和38年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与の対象)</p> <p><b>第2条</b> 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる施設（以下「養成施設等」という。）に在学している者（<u>第3号</u>に掲げる施設に在学している者にあつては、看護師の免許を有するものに限る。）とする。ただし、県外に所在する養成施設等に在学する者については、県内に住所を有する者、父若しくは母の住所地が県内にある者又は養成施設等に在学することを理由に住所を県内から県外に移した者に限る。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第2号、第20条第2号又は第21条第3号の規定に基づき、<u>厚生労働大臣</u>が指定した養成所</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p>(貸与の方法)</p> <p><b>第3条</b> 修学資金は、予算の範囲内において、養成施設等の学年当初の月又は4月から学年終了の月又は翌年3月までの期間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を当該期間を3期に分けて貸与するものとする。</p> <p>(1) 前条第1号の養成施設に在学している者 次のア又はイに掲げる養成施設の区分に</p>	<p>(貸与の対象)</p> <p><b>第2条</b> 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる施設（以下「養成施設等」という。）に在学している者（<u>第2号</u>に掲げる施設に在学している者にあつては当該施設の<u>修業年限に係る最終年度に在学しているもの</u>、<u>第4号</u>に掲げる施設に在学している者にあつては看護師の免許を有するものに限る。）とする。ただし、県外に所在する養成施設等に在学する者については、県内に住所を有する者、父若しくは母の住所地が県内にある者又は養成施設等に在学することを理由に住所を県内から県外に移した者に限る。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第2号、第20条第2号又は第21条第3号の規定に基づき、<u>知事</u>が指定した養成所</p> <p><u>(2) 法第20条第1号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>(貸与の方法)</p> <p><b>第3条</b> 修学資金は、予算の範囲内において、養成施設等の学年当初の月又は4月から学年終了の月又は翌年3月までの期間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を当該期間を3期に分けて貸与するものとする。</p> <p>(1) 前条第1号<u>又は第2号</u>の養成施設に在学している者 次のア又はイに掲げる養成施設</p>

応じ、当該ア又はイに定める金額

ア・イ (略)

- (2) 前条第2号の養成施設に在学している者  
次のア又はイに掲げる養成施設の区分に  
応じ、当該ア又はイに定める金額

ア・イ (略)

- (3) (略)

(返還債務の当然免除)

**第9条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が  
次の各号のいずれかに該当する場合には、修  
学資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した後、引き続き5年  
間、県の区域内の次に掲げる施設において  
看護業務（キ及びクに掲げる施設にあつて  
は助産師の業務に限る。以下この号におい  
て同じ。）に従事したとき（コに掲げる施設  
において看護業務に従事する場合にあつて  
は、県の区域内のアからケまでに掲げる施  
設において、3年以上看護業務に従事した  
実務経験を有するときに限る。）又は県の区  
域内の地域保健法（昭和22年法律第101号）  
第21条第2項第1号に規定する特定町村  
（以下「特定町村」という。）において保健  
師の業務に従事したとき。

ア～カ (略)

キ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第  
22条第2項に規定する母子健康センター  
ク 医療法第2条第1項に規定する助産所  
（以下「助産所」という。）

ケ・コ (略)

設の区分に応じ、当該ア又はイに定める金  
額

ア・イ (略)

- (2) 前条第3号の養成施設に在学している者  
次のア又はイに掲げる養成施設の区分  
に応じ、当該ア又はイに定める金額

ア・イ (略)

- (3) (略)

(返還債務の当然免除)

**第9条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が  
次の各号のいずれかに該当する場合には、修  
学資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 保健師、看護師又は准看護師が養成施設  
を卒業した後、引き続き5年間、県の区域  
内の次に掲げる施設において看護業務に従  
事したとき（クに掲げる施設において看護  
業務に従事する場合にあつては、県の区域  
内のアからキまでに掲げる施設において、  
3年以上看護業務に従事した実務経験を有  
するときに限る。）又は県の区域内の地域保  
健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項  
第1号に規定する特定町村（以下「特定町  
村」という。）において保健師の業務に従事  
したとき。

ア～カ (略)

キ・ク (略)

- (2) 助産師が養成施設を卒業した後、引き続  
き5年間、県の区域内の次に掲げる施設に  
おいて助産師の業務に従事したとき。

ア 分娩<sup>べん</sup>を取扱う病院

イ 分娩<sup>べん</sup>を取扱う診療所

(2) (略)

(3) 前2号に規定する看護業務の従事期間中に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなつたとき。

2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務は、免除しない。ただし、他種の養成施設、大学院の博士課程等への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）があるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 看護職員の免許を取得した後、直ちに前項第1号に規定する施設又は特定町村（以下「対象施設等」という。）において看護業務に従事しなかつたとき。

(3) (略)

3 第1項第1号又は第2号の場合において、やむを得ない理由により看護業務に従事することができなかつた期間は、引き続き看護業務に従事したものとみなす。ただし、その期間は、これらの号に規定する業務従事期間には算入しない。

4 第1項第1号又は第2号に規定する実務経験の期間（養成施設等の卒業後又は修了後のものに限る。）は、これらの号に規定する業務従事期間に算入する。

5 第1項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務当然免除申請書（様式第5号）に次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない

ウ 医療法第2条第1項に規定する助産所  
（以下「助産所」という。）

エ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センター

(3) (略)

(4) 前3号に規定する看護業務の従事期間中に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなつたとき。

2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務は、免除しない。ただし、他種の養成施設、大学院の博士課程等への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）があるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 看護職員の免許を取得した後、直ちに前項第1号若しくは第2号に規定する施設又は特定町村（以下「対象施設等」という。）において看護業務に従事しなかつたとき。

(3) (略)

3 第1項第1号から第3号までの場合において、やむを得ない理由により看護業務に従事することができなかつた期間は、引き続き看護業務に従事したものとみなす。ただし、その期間は、これらの号に規定する業務従事期間には算入しない。

4 第1項第1号から第3号までに規定する実務経験の期間（養成施設等の卒業後又は修了後のものに限る。）は、これらの号に規定する業務従事期間に算入する。

5 第1項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務当然免除申請書（様式第5号）に次に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない

い。

- (1) 看護職員の免許を取得した年月日を証するに足りる書面（第1項第1号に該当する者に限る。）
- (2) 修士課程等を修了した年月日を証するに足りる書面（第1項第2号に該当する者に限る。）
- (3) （略）
- (4) 第1項第3号に該当する場合にあつては、看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなつたものである旨及びその年月日を証するに足りる書面

6 第1項第1号又は第2号に規定する業務従事期間を計算する場合には、月数によるものとし、看護業務に従事した日の属する月から看護業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入するものとする。

（返還債務の裁量免除）

**第10条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務（履行期が到来していない部分に限る。以下第13条において同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 前条第1項第1号の場合を除くほか、養成施設を卒業した後、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間以上対象施設等において看護業務に従事したとき。
- (2) 前条第1項第3号の場合を除くほか、死亡又は心身の故障により修学資金を返還することができなくなつたとき。

2～4 （略）

（返還）

**第11条** 修学資金は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合（や

い。

- (1) 看護職員の免許を取得した年月日を証するに足りる書面（第1項第1号又は第2号に該当する者に限る。）
- (2) 修士課程等を修了した年月日を証するに足りる書面（第1項第3号に該当する者に限る。）
- (3) （略）
- (4) 第1項第4号に該当する場合にあつては、看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなつたものである旨及びその年月日を証するに足りる書面

6 第1項第1号から第3号までに規定する業務従事期間を計算する場合には、月数によるものとし、看護業務に従事した日の属する月から看護業務に従事しなくなつた日の属する月までを算入するものとする。

（返還債務の裁量免除）

**第10条** 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務（履行期が到来していない部分に限る。以下第13条において同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号の場合を除くほか、養成施設を卒業した後、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間以上対象施設等において看護業務に従事したとき。
- (2) 前条第1項第4号の場合を除くほか、死亡又は心身の故障により修学資金を返還することができなくなつたとき。

2～4 （略）

（返還）

**第11条** 修学資金は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合（や

むを得ない理由がある場合を除く。)には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して次項に掲げる期間内に、月賦又は最長半年賦の均等払いで返還しなければならない。ただし、繰上げ返還をすることを妨げない。

(1)～(4) (略)

(5) 第9条第1項第1号又は第2号の規定による返還債務の免除を受ける前に、看護業務外の理由により死亡し、又は対象施設等若しくは対象病院等において看護業務に従事しなくなつたとき。

2・3 (略)

むを得ない理由がある場合を除く。)には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して次項に掲げる期間内に、月賦又は最長半年賦の均等払いで返還しなければならない。ただし、繰上げ返還をすることを妨げない。

(1)～(4) (略)

(5) 第9条第1項第1号から第3号までの規定による返還債務の免除を受ける前に、看護業務外の理由により死亡し、又は対象施設等若しくは対象病院等において看護業務に従事しなくなつたとき。

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に静岡県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者及びこの規則の施行の際修学資金の貸与を受けている者に係る修学資金の返還債務の免除及び返還については、改正後の静岡県看護職員修学資金貸与規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。